

令和5年 第3回五泉市教育委員会定例会 会議録

開 催 日		令和5年3月23日 木曜日
開 催 場 所		五泉市役所 3階 応接室
出席者	教育長	伊藤 順子 君
	委 員	本間 寛和 君
		藤木 由佳子 君
		小出 園子 君
		吉川 弘一 君
関係説明者	学校教育課長	井上 雅夫 君
	生涯学習課長	風間 章 君
	スポーツ推進課長	吉田 政博 君
	図書館長	齋藤 達哉 君
書 記	学校教育課 課長補佐	稲餅 泰行 君
欠 席 委 員		

議 事 日 程

令和5年3月23日 午後1時30分 開会開議

付議する事件

- 議第1号 学校医の委嘱について
- 議第2号 学校歯科医の委嘱について
- 議第3号 五泉市生涯学習推進基本計画策定委員会設置要綱の制定について
- 議第4号 五泉市チャレンジランド杉川管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第5号 五泉市スポーツ推進委員の委嘱について

追加議案

- 議第6号 五泉市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議第7号 五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会設置要綱の制定について
- 議第8号 五泉市物価高騰対策給食費支援金交付要綱の制定について
- 議第9号 五泉市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について

報告する事項

- 報告第1号 令和4年度教育費補正予算（第12号）の結果について
- 報告第2号 学区外就学の許可について（令和5年度）
- 報告第3号 就学義務の猶予（免除）の許可について

追加報告する事項

- 報告第4号 令和5年度教育費予算の結果について
- 報告第5号 五泉市組織規則の一部を改正する規則の制定について

議 事 経 過 概 要

伊藤教育長 これより令和5年第3回教育委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お配りしたとおりでございます。それでは議事に入ります。はじめに、議第1号学校医の委嘱についてであります。学校教育課長の、説明を求めます。

井上課長 議第1号 学校医の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。このたび、川東中学校を担当されておりました堀内皮膚科医院の堀内泰宏さまがご退任されることに伴い、新たに五泉皮ふ科の高橋明仁さまに委嘱するものです。なお、委嘱の日は令和5年4月1日とするものです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、議第1号については、可決されました。議第1号を終了いたします。次に、議第2号学校歯科医の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 議第2号学校歯科医の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書4ページをお開きください。このたび、五泉南小学校を担当されておりました関川歯科医院の関川一嘉さまがご退任されることに伴い、新たに金丸歯科医院の金丸祥平さまに委嘱するものです。なお、委嘱の日は令和5年4月1日とするものです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、議第2号については、可決されました。次に、議第3号五泉市生涯学習推進基本計画策定委員会設置要綱の制定についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長 議第3号五泉市生涯学習推進基本計画策定委員会設置要綱の制

定について、ご説明申し上げます。このたびの要綱の制定は、第3次となる生涯学習推進基本計画の策定に当たり、計画内容を審議いただく策定委員会を設置するため定めるものであります。要綱の内容についてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。第1条から第2条につきましては、先ほど申し上げました目的と協議事項を規定するものであります。第3条から第4条につきましては、組織及び任期を規定するものであります。第5条から第8条につきましては、策定委員会の委員長や会議の進め方などを規定するものであります。第9条から第10条につきましては、事務局などを規定するものであります。附則につきましては、施行期日を定めるものであります。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

それでは、五泉市生涯学習推進基本計画というのは何年おきに見直しがあるのか説明をお願いします。

風間課長

五泉市生涯学習推進基本計画につきましては、5年ごとに策定をしております。本来でありますと令和4年度に策定をして、令和5年度から新たな推進基本計画をスタートすべきところでしたが、新型コロナウイルスの影響で生涯学習活動がかなり停滞したため、推進基本計画を策定するにあたっては、アンケート調査を実施して皆様からのご意見を反映するところであり、この度コロナの状況が落ち着いたため新年に入ってからアンケート調査を実施いたしました。そのアンケート結果をもとに令和5年度に策定をして、令和6年度から5年間の新たな計画をこの度策定するものであります。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、議第3号については、可決されました。次に、議第4号五泉市チャレンジランド杉川管理規則の一部を改正する規則の制定についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長

議第4号五泉市チャレンジランド杉川管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。このたびの改正は、令和4年度市議会12月定例会において、当該施設の使用料を改正する条例の制定が可決されたことに伴い、当該施設の使用申請書な

らびに許可書の様式を改正するものであります。改正の内容について申し上げます。11、12 ページは改正後の様式となりますので、13、14 ページの新旧対照表をご覧ください。13 ページが使用申請書、14 ページが使用許可書になります。アンダーラインが引いてあるところが改正箇所になりますが、使用料単価をそれぞれ改正後の条例に合わせて表記するものであります。戻りまして、12 ページ下段に記載の附則につきましては、施行期日を定めるものであります。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長
本間委員

ただいまの説明にご質疑ありませんか。

減免になる例えば市内の学校が使うとか、そういう時はこの金額のところからの減免ということでしょうか。

風間課長
本間委員

はい、そうです。

わかりました。

伊藤教育長

ほかにご質疑ありませんか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第4号については、可決されました。次に、議第5号五泉市スポーツ推進委員の委嘱についてであります。スポーツ推進課長の説明を求めます。

吉田課長

議第5号五泉市スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明いたします。現在委嘱しております委員の任期が、3月31日をもって満了となりますので、スポーツ推進委員規則第2条の規定により、16ページの名簿のとおり23名の方をスポーツ推進委員に委嘱するものであります。なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となります。以上、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長
本間委員

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

定員とかあるのでしょうか。

吉田課長

定員は35名であります。

本間委員

はい、わかりました。

伊藤教育長

ほかにご質疑ありませんか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第5号については、可決されました。次に、追加議案となります。議第6号五泉市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第6号五泉市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について、ご説明申し上げます。この度の改正は、所管事務の見直しや所管業務を現状に合わせるため、学校教育課、生涯学習課、スポーツ推進課の規定の一部をそれぞれ改めるものであります。それでは、追加議案書の36ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。始めに、学校教育課につきましては、学務係の所管事務の中ほどに記載の右の旧の欄のサの奨学金貸付に関することを削除し、36ページに戻りまして、企画管理係にスの奨学金貸付に関することを加えるものです。続きまして、38ページをお開きください。生涯学習課の関係で、中ほどに記載の企画推進係の所管事務の右の旧の欄で、コの五泉市森林公園の管理及び運営に関するものとしていたるものを、左の新しい欄のとおり、公園内の陶芸工房を管理運営する規定に改めるため、五泉市森林公園陶芸工房の管理及び運営に関するものと規定を改正するものです。続きまして、40ページをお開きください。スポーツ推進課スポーツ施設係の所管事務の下から2番目、左の新しい欄に、先ほど生涯学習課に規定しておりましたコの五泉市森林公園の管理及び運営に関するものを加え、公園全体を管理運営していく規定に改めるものです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第6号については、可決されました。次に、追加議案となります。議第7号五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会設置要綱の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第7号五泉市立小中学校適正配置に関する基本方針策定委員会設置要綱の制定について、ご説明申し上げます。このたび制定す

る要綱は、少子化により児童生徒数が減少する中、学校の児童生徒数やクラス数など、適正な学校の規模を検討するとともに、将来に向けた学校の在り方について方針を定めるための委員会を設置するものです。それでは追加議案書の42ページをお開きください。要綱の内容についてご説明申し上げます。第1条は、委員会の設置の目的などについて、第2条は所掌事項、第3条は委員会の組織について定めております。43ページに移りまして、第4条は委員の任期について、第5条は正副委員長の選任など、次の44ページに移りまして、第6条は会議の運営、第7条は委員の服務、第8条は委員会の庶務は学校教育課が行うことを定めております。第9条は、委員会の運営に係る必要事項について規定し、次のページの附則につきましては、この告示を令和5年4月1日から施行するとしております。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第7号については、可決されました。次に、追加議案となります。議第8号五泉市物価高騰対策給食費支援金交付要綱の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第8号五泉市物価高騰対策給食費支援金交付要綱の制定について、ご説明申し上げます。このたび制定する要綱は、物価高騰の中で、保護者の負担を増やすことなく、安全で安心な給食を提供するための支援金について、今年度に引き続き、取り組むための事業の要綱となります。なお、本要綱につきましては、令和4年度に制定した要綱が、年度末をもって効力を失うことから、改めて要綱を制定するものです。要綱の内容についてご説明申し上げます。追加議案書の47ページをお開きください。第1条は本要綱の趣旨、第2条と第3条は交付の対象と期間について、第4条は基準日について定めております。次のページに移りまして、第5条は支援金の額について、第6条から次のページの第10条までは交付に係る手続きなどについて、50ページに移りまして、第11条は、支援金の交付に係る必要事項について規定し、附則につきましては、この告示

を令和5年4月1日から施行するとしております。また、本要綱については、令和6年3月31日に効力を失うとしております。なお、支援金の額ですが、令和4年度は新型コロナウイルス拡大前の令和2年度より消費者物価指数が約5%上昇したことから、支援金を小学生で年間1人当たり3,000円、中学生で3,500円を支援したところですが、令和5年度につきましては、さらに物価が高騰していることから、上昇率を9%と見込み、支援金の額を小学生で年間5,500円、中学生で6,000円としたところです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長
本間委員

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

そうしますと、保護者の方には今まで通りの給食費の請求があり差額を国が負担するのでしょうか。

井上課長

現在小学生で1食当たり290円、中学生で330円です。実際にはこの支援金を充当すると、小学生で318円、28円分こちらの方で支援いたします。中学生で360円ですので、1食当たり30円分を支援することになります。

本間委員
伊藤教育長

わかりました。

ほかに、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第8号については、可決されました。次に、追加議案となります。議第9号五泉市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定についてであります。図書館長の説明を求めます。

齋藤館長

議第9号五泉市立図書館管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。このたびの改正は、移動図書館の運用に伴い、関係条項を加えるものと、また、図書館資料の貸出し及び、督促について文言の整理を行うものであります60ページの新旧対照表をご覧ください。目次の第4章として、移動図書館を追加しております。次に、一番下の行、第21条「図書館資料の貸出」では、貸出冊数や貸出期間など文言の整理を行っております。旧では文言で説明していたものを、表にしております。なお、貸出冊数や貸出期間については変更は有りません。第25条では、督促時の文言の整理を行うものです。次に、61ページの一番下の行「第4

章移動図書館」では、62 ページの、第 29 条、及び第 30 条の「移動図書館の利用」といたしまして、巡回時における、貸出冊数と貸出期間などの図書館資料の利用について、規定を加えるものであります。63 ページ、附則につきましては、別表第 1 に記載の通り、2 資料系の書目中、64 ページに「(9) 移動図書館に関すること」を加え、また 3 管理系の書目の文言の整理を行うものであります。以上、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長
吉川委員
齋藤館長

ただいまの説明に、ご質問ございませんでしょうか。

移動図書館について教えてください。

令和 5 年度の新規事業ということで、村松地域の川内、十全、大蒲原地区に対しまして、軽自動車に図書を持ち寄りまして、各集落センターを基地としまして巡回させていただこうと考えております。本を持っていき本を貸し出すことに合わせまして、住民の方々とのコミュニケーションを図ることを行いたいと考えております。

吉川委員
齋藤館長
伊藤教育長

図書をそこで借りたら、またそこで本を返せるのでしょうか。

2 週間おきに回るという想定をしております。

ほかに、ご質問ございませんでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、議第 9 号については、可決されました。次に、報告第 1 号令和 4 年度教育費補正予算 (第 12 号) の結果についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告 1 号令和 4 年度教育費補正予算 (第 12 号) の結果について、ご説明いたします。議案書 18 ページから 22 ページに記載の補正予算ですが、2 月の第 2 回教育委員会定例会でご説明した内容と金額に変更はなく、その後、2 月市議会定例会でご承認いただきました。なお、22 ページをお開きください。下の方に記載しております繰越明許費補正につきましては、食育推進事業ほか 5 つの事業が、年度内に事業の完了が困難なため、令和 5 年度に予算を繰り越しして事業を進めていくことにしております。以上、令和 4 年度教育費補正予算 (第 12 号) についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございませんでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号学区外就学の許可について（令和5年度）であります。なお、報告第2号については、秘密会とさせていただきます。

報告第2号 非公開

伊藤教育長

報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号就学義務の猶予（免除）の許可についてであります。なお、報告第3号については、秘密会とさせていただきます。

報告第3号 非公開

伊藤教育長

報告第3号を終了いたします。次に、追加議案となります。報告第4号令和5年度教育費予算の結果についてであります。学校教育課長から順次説明を求めます。

井上課長

報告第4号令和5年度教育費予算の結果について、ご説明申し上げます。このことにつきましては、1月に開催いたしました第2回五泉市総合教育会議で、財政課に提出しました予算要求額についてご説明いたしましたが、その後、市長等の査定や市議会での審議の結果、新年度当初予算額が承認されましたので、要求額と当初予算額で変更となった主な項目についてご説明申し上げます。始めに、学校教育課分についてです。66ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費の4番、適応指導教室事業と6番の特別支援教育推進事業につきましては、職員体制の精査により、人件費が減額になったものです。次のページに移りまして、11番の小中学校ICT機器等整備事業は、次の12番を統合し、事業を推進するものです。その下の13番の食育推進事業は、通常の食育推進事業と先ほど要綱の制定でご説明いたしました14番の【新型コロナウイルス対応事業】学校等給食費支援事業に事業を分け、さらに、予算要求時よりも支援する額を増額して、保護者の負担軽減を図るものです。次のページに移りまして、2項小学校費2目教育振興費の一番下の3番、語学指導等外国青年招致事業で、5年度は

A L T 1 人の入れ替えを予定しておりましたが、2 人が入れ替わることになったことによる 1 名分の増額と、次のページに移りまして、一番上の 4 番、要保護・準要保護児童生徒援助事業では、当初予定していた援助費に加え、タブレット端末により家庭学習を推進するため、対象経費にオンライン学習通信費を増額し、対応するものです。続きまして、3 項 中学校費 2 目教育振興費につきましては、70 ページに移りまして、一番上の 3 番、語学指導等外国青年招致事業とその下の 4 番、要保護・準要保護児童生徒援助事業は、小学校費と同様の理由により、予算を増額し、対応するものです。次にページの中ほどの 4 項 幼稚園費と 73 ページに飛びまして、下の方に記載の 3 目 学校保健費は事業内容などを精査し、要求額より当初予算額が減額となったものです。以上、学校教育課分をご説明いたしました。

伊藤教育長
藤木委員

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

タブレット端末のオンライン学習通信費の援助ですが、どういう根拠で通信費を算出されたのでしょうか。

井上課長

援助費につきましては、国が基準額を定めております。その中でタブレット端末の通信費については年額 14,000 円ということで基準を設けておりますので、その基準額に合わせた額を今回は予算計上したものです。

藤木委員
伊藤教育長

わかりました。

ほかにご質問ございますでしょうか。続いて生涯学習課長お願いいたします。

風間課長

続きまして、生涯学習課所管分についてご説明申し上げます。70 ページをご覧ください。下段の 5 項 社会教育費、1 目社会教育総務費の 3 (総合戦略) 寺子屋事業につきましては、指導員等謝礼が減額になったものであります。次のページに移りまして、7 発掘調査事業につきましては、県からの補助金が減額となることから、発掘調査委託料が減額になったものであります。次に 2 目青少年対策費の 3 チャレンジランド杉川管理運営事業につきましては、修繕予定箇所を精査したことにより減額となったものであります。次に 74 ページをご覧ください。2 款総務費、1 項総務管理費、9 目さくらんど会館・粟島ふれあい館費の 1 さくらんど会館事業につきましては、実施予定の舞台機構設備更新工事の内容を精査したことにより減額となったものであります。生涯学習課所管分は、以上とな

ります。

吉田課長

続きましてスポーツ推進課所管分について、ご説明いたします。72 ページをお開きください。10 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費の 1 番の健康増進・体力づくり事業につきましては、職員体制の精査により会計年度任用職員の増員分の減額が主なものであります。2 番、スポーツ大会開催事業と 6 番、【新型コロナウイルス対応事業】合宿誘致促進事業につきましては、8 番、スポーツツーリズム推進事業に統合したものであります。次に 2 目体育施設費の 2 番、体育施設管理運営事業につきましては、修繕及び工事、委託、備品の購入費を精査したことによる減額が主なものであります。3 番、(仮称)アーバンスポーツ施設建設事業につきましては、新たに追加になった事業であります。次に 2 款 11 項 8 目総合会館費の 1 番、総合会館費につきましては、修繕を精査したことによる減額が主なものであります。以上、スポーツ推進課所管分をご報告いたしました。

齋藤館長

続きまして図書館所管分について、ご説明申し上げます。議案書の 72 ページをお開きください。5 目図書館費の 1 番、図書貸し出し事業の減額は、拡充事業としていた、移動図書館事業を、4 番の新規事業として、分離したものであります。次に 2 番の図書館管理運営事業は、施設の改修事業内容を精査し、要求額より当初予算額が減額となったものであります。以上、報告第 4 号令和 5 年度教育費予算の結果についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第 4 号を終了いたします。次に、追加議案となります。報告第 5 号五泉市組織規則の一部を改正する規則の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第 5 号五泉市組織規則の一部を改正する規則の制定についてのうち、教育委員会に関わる事項について、ご説明申し上げます。75 ページをお開きください。この度の改正は、現在、国の各省庁で行われている子ども及び子どもがある家庭にかかわる事務を一元化するため、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が創設されます。この国の動きに併せ、本市におきましても、子どもとその家庭を支援す

る役割を担う窓口であることを明確にするため、本規則に「こども課」と規定されている条文をすべて「こども家庭課」と改めるものです。また、定年延長に伴い、幼稚園の園長などの役職を解かれた場合の新たな役職名として、主幹及び副主任教諭の役職を新たに定めたものです。以上、五泉市組織規則の一部を改正する規則の制定についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第5号を終了いたします。次に、2その他各課からの報告事項であります。学校教育課長から順次説明を求めます。

井上課長

学校教育課に関する事項を説明いたします。初めに、新型コロナウイルス感染症です。感染状況につきましては、ご覧のとおり、今月に入りまして1桁台の罹患者数で推移しており、学級閉鎖など措置も行っている学校もなく、コロナ感染拡大以降で一番落ち着いた状況となっております。なお、学校でのマスクの着用ですが、3月17日付けで文部科学省から通知があり、新学期以降の学校におけるマスクの着用についての見直しがなされ、児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用は求めないことを基本とすること、また、学校や教職員が児童生徒にマスクの着脱を強いることがないようにするなどの変更がありました。その後、各小中学校に同様の通知を行い、各学校での4月以降の対応を統一することにしています。なお、学校行事につきましては、4月6日木曜日に新学期が始まり、委員の皆さまにご依頼のとおり、同じ日に中学校、翌7日金曜日には小学校の入学式がそれぞれ予定されています。学校教育課分は以上です。

風間課長

生涯学習課は特にございませぬ。

吉田課長

スポーツ推進課であります。4月1日に総合会館の多目的野球練習場が人工芝化の工事が終了いたしまして、そのお披露目ということで、かけっこチャレンジと、かけっこ教室を予定しております。また、昨日の記者会見でもお話いたしました。春のサイクリングコースということで、さくら、水芭蕉、牡丹、チューリップを巡れるコースを設定させていただきました。ホームページでもご紹介さ

せていただいておりますので、ぜひご覧頂ければと思っております。それから、マスクの件であります但総合会館をはじめ、各それぞれの体育施設につきましても、3月13日をもちましてマスクの着用につきまして個人の判断に任せるということに対応させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

齋藤館長
伊藤教育長

図書館であります但、特にございません。

各課からそれぞれ、いろいろな報告がありました但、ご質問ございますでしょうか。ないようでありますので、それでは、以上で令和5年第3回教育委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

この後、次回会議日程調整と通知をして閉議。

閉 議 時 間 午後2時43分

令和 年 月 日

上記のとおり相違ないので署名します。

教育長 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

調整者 _____